

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 13 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 村 上 誠

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 9 月 4 日から 令和 7 年 9 月 11 日 午後 5 時 00 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 9 月 17 日 午前 10 時 00 分 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 9 月 30 日 午前 9 時 50 分 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 24 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 9 月 24 日 午後 3 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 13 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間（ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）に行います。



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	5, 370, 000 4, 296, 000	一括	1, 074, 000	39, 896	9, 091
1	1, 650, 000				
2	3, 720, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 秦野市西田原字鳥居原 |
| | 地 番 | 106番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 131.59平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秦野市西田原字鳥居原106番地2 |
| | 家屋 番号 | 106番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 64.50平方メートル
2階 60.60平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7 年 4 月 30 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 村 上 誠

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 秦野市西田原字鳥居原 |
| | 地 番 | 106番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 131.59平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秦野市西田原字鳥居原106番地2 |
| | 家屋 番号 | 106番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 64.50平方メートル
2階 60.60平方メートル |



令和6年(ケ)第167号
令和7年2月 7日受理
令和7年3月12日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所小田原支部
執行官 山崎 郁雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 秦野市西田原字鳥居原 |
| | 地 番 | 106番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 131.59平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秦野市西田原字鳥居原106番地2 |
| | 家屋 番号 | 106番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 64.50平方メートル
2階 60.60平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	1 私は本建物に令和6年5月まで居住していた。同年9月に私の家族も引っ越したので、それ以降誰も居住していない。たまに荷物の搬出等のために本物件へ行っている。 2 本建物の表札に表示されているBは私の旧姓である。本物件を私が所有し、昨年まで居住していたことに間違いない。 3 3月7日に解錠して立入調査予定であることは承知した。私も立ち会えるか調整してみる。 (令和7年2月26日電話で聴取)
■ A (債務者兼所有者)	1 3月7日は立ち会えない。裁判所の関係者のみで解錠して立入調査をしてもらって構わない。 2 本建物に雨漏り等不具合はない。大きく壊れている箇所もなかったと思う。 3 本建物内では約3年間、猫を4匹飼っていた。主に2階で飼っていたので、2階には猫が引っ掻いた傷があったと思う。 4 本建物に太陽光発電の設備は設置していない。 5 本建物の敷地の境界について、争いはない。 6 騒音はない。 (令和7年2月28日電話で聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 受命物件の状況は、土地建物位置関係図、間取見取図及び添付写真のとおりである。
- 2 受命物件の占有状況については、関係人の陳述及び立入調査の結果から、2枚目記載のとおりと認めた。なお、本建物の玄関付近に設置された表札には、Aの旧姓であるBとの表示があった。
- 3 本建物内の家電製品類のほとんどは搬出されており、家具、寝具、衣類等の一部が残置されている。
- 4 本建物2階で猫4匹を飼育していたとのことであり、2階洋室2にはキャットタワーが残置され、その周辺にペット用トイレ砂が散らばっている。また、同室の壁、寝具等に猫によると思われる損傷がある。
- 5 1階浴室の扉、2階和室の引戸に破損がある。
- 6 2階和室のバルコニー側に、雨の吹き込みによると思われる損傷等がある。
- 7 本建物全般に、軽微な損傷、経年相当の汚損等がある。
- 8 本土地上の同北東側付近にテント様の物置、南東側付近にスチール製物置があるが、いずれも簡易な基礎で土地への定着性はない。
- 9 本土地は北西側で建築基準法42条1項1号の市道に、南東側で建築基準法に該当しない道路に、それぞれ接している（評価人の調査による）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年2月7日 (金) : :	当庁	債務者兼所有者 A に対し照会書郵送
令和7年2月10日 (月) 11:40 — 11:50	目的物件所在地	外観調査 (写真撮影)、不在、通知書投函
令和7年2月10日 (月) 12:55 — 13:00	横浜地方法務局西湘二宮支局	登記事項証明書、登記事項要約書申請・受理
令和7年2月10日 (月) : :	当庁	東京電力へ電力供給契約照会書郵送
令和7年2月18日 (火) 13:40 — 13:45	目的物件所在地	外観調査 (写真撮影)、不在、通知書投函 (再度)
令和7年2月26日 (水) 16:20 — 16:25	当庁	A より占有状況等聴取 (電話)
令和7年2月28日 (金) 18:20 — 18:25	当庁	A より占有状況等聴取 (電話)
令和7年3月7日 (金) 14:45 — 15:20	目的物件所在地	目的物件立入調査 (写真撮影、評価人同行)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人 及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7 年 3 月 7 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 C を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年11月28日 横浜地方法務局西湘二宮支局

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

平成8年9月17日

(長源納)

前 106-2 卷·新聞一紙

地積測量圖

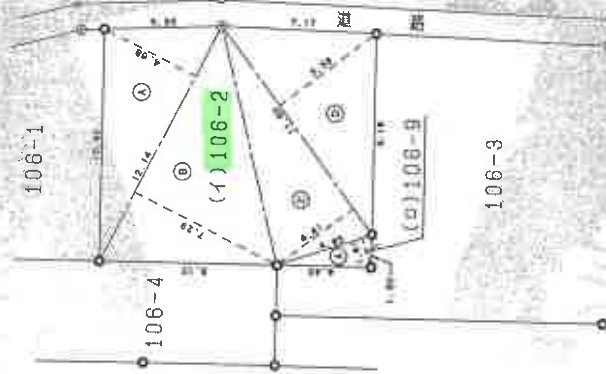
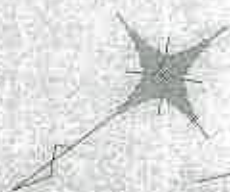
地 备 106-2-9

桑野市西田原字鳥居原
土地の所在

三、斜求積表

地番	(イ)	106-2	高	積	面	積
NO. A		12.14	4.68		56.8152	
B		12.14	7.29		88.5006	
C		11.80	4.41		52.0380	
D		11.80	5.58		65.8440	
				積	263.1978	
				面	131.59890	
				積	131.59 ㎡	
				坪	39.808	

地番	(口)	106-9
NO.	底	辺
A.		4.65
	高	さ
	1.41	
	倍	
	面	積
	6.5565	
	倍	
	面	積
	3.27825	
	地	坪
	3.27	m ²
	坪	数
	0.991	



106-5

19-3

東京市金町区金町五丁目一〇番地

作者

年9月13日作製)

申請人

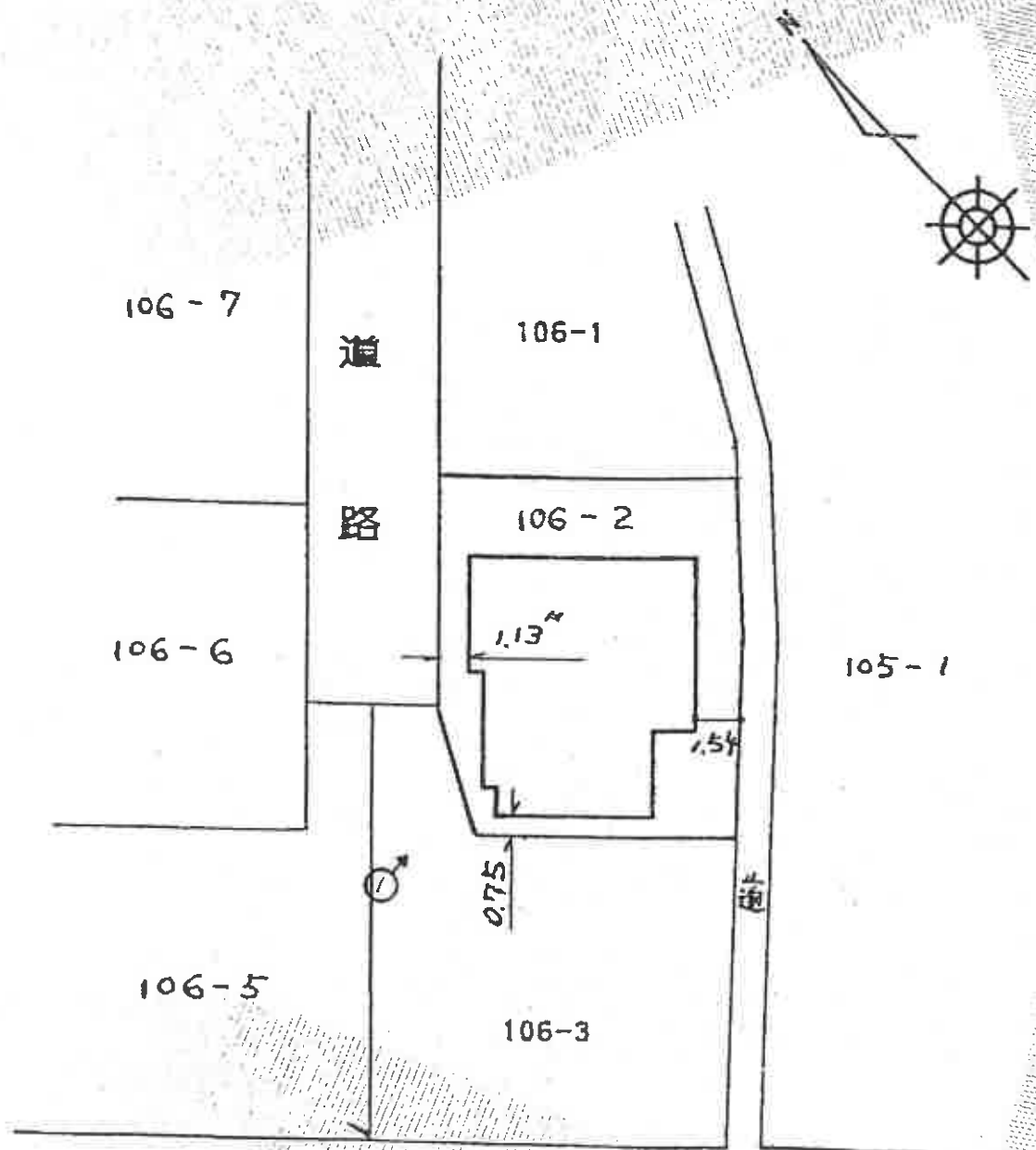
$$\frac{1}{250}$$

(6枚目)

請求番号: 44-2

土地建物位置関係図

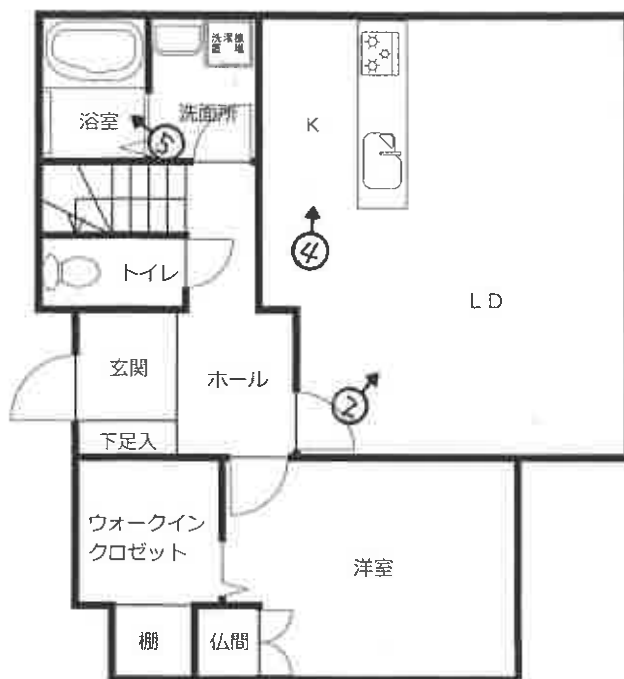
←○ は写真撮影位置・方向



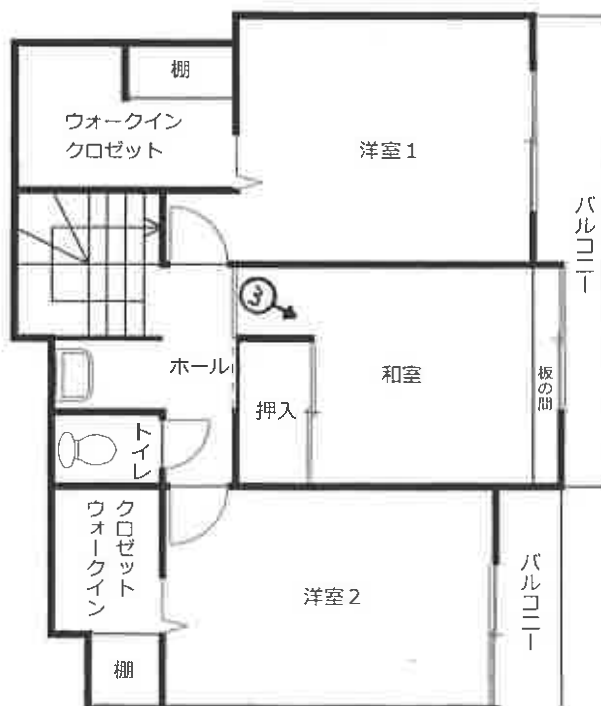
間取見取図

←○ は写真撮影位置・方向

1階縮尺 1/100



2階縮尺 1/100



①



②



③



④



(10 枚目)

⑤



令和6年(ケ)第167号
令和7年 3月 7日 現地調査
令和7年 3月21日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
難波 秀夫

第 1 評価額

一 括 価 格 (合 計)	
金 5, 3 7 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物 件 1 (土地)	金 1, 6 5 0, 0 0 0 円
物 件 2 (建物)	金 3, 7 2 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1・2 の各不動産について、一括売却（民事執行法第 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。

3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		
特 記 事 項		
なし		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 秦野市西田原字鳥居原 |
| | 地 番 | 106番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 131.59平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秦野市西田原字鳥居原106番地2 |
| | 家屋 番号 | 106番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 64.50平方メートル
2階 60.60平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	小田急小田原線「秦野」駅の北西方約3.2km（道路距離）、「上宿会館前」バス停徒歩約4分。	
付 近 の 状 況	周辺には空地が残る小規模に開発された住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別 的な規制を考慮しない 一般的な規制)	都 市 計 画 区 分	市街化区域
	用 途 地 域	第1種低層住居専用地域
	建 蔽 率	50%
	容 積 率	100%
	防 火 規 制	なし
	そ の 他	高さ10m
画 地 条 件	規 模	131.59㎡
	形 状	ほぼ長方形
	間 口 ・ 奥 行	間口約8.1m、奥行約11m
	地 勢	平坦
接 面 道 路	北西側が幅員約4.5m市道（建築基準法第42条第1項第1号）に0～0.4m程度高く約8.1m、南東側が幅員約1.2m道路（注）に約0.4m高く約12.5mそれぞれ接面。	
土地の利用状況等	物件2の建物敷地等として利用されている。 建物の配置は附属資料建物図面写のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり
	都 市 ガ ス	なし（プロパンあり）
	下 水 道	あり
特 記 事 項	(注)未舗装で認定外。また、秦野市建築指導課によると、建築基準法の道路ではない。	

- ◇ 物件1土地は、開発許可（許可番号：第302－093号、許可年月日：平成4年11月10日、検査済証番号：第402－093号、検査済証交付年月日：平成5年5月28日）を受けている区域内に所在する。
- ◇ 物件1土地は、市のハザードマップの浸水想定区域内にある。
- ◇ 物件1土地の北東側付近にテント様の物置，南東側付近にスチール製物置があるところ、何れも簡易な基礎で定着性はない。
- ◇ 現況調査報告書によるAの陳述（以下、「陳述」）によると、本建物の敷地の境界について争いはないとある。

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成9年4月5日新築（登記記載） 約28年 約 2年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造2階建 スレート葺 サイディング 等 ビニールクロス貼、ボード 等 ビニールクロス貼、合板 等 フローリング、畳 等 トイレ×2、浴室、ウォークインクロゼット×3 等 ー
床面積（現況）	1階：64.50㎡、2階：60.60㎡、延125.10㎡	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅 4LDK（附属資料間取略図のとおり）
品 等	普通	
保守管理の状況	普通（注）	
建物の利用状況	令和7年3月7日内部立入調査。 所有者が占有しているものと思われる。	
特 記 事 項	(注)陳述によると、騒音はなく、太陽光発電設備の設置、雨漏り等不具合、大きく壊れている箇所もないが、本建物内で約3年間、主に2階で猫4匹を飼っていたので、2階には猫の引っ掻き傷があったと思うとある。 目視調査の結果は次のとおりであるほか、全体的に経年による汚損・摩滅・摩耗・老朽化・機能的陳腐化がみられる。	

- ・2階洋室2にはキャットタワーがあり、内壁等に猫によると思われる損傷・汚損がみられた。
- ・1階浴室の扉・2階和室の引戸に損傷がある。
- ・2階和室のバルコニー周辺に雨の吹込みと思われる損傷がある。

◇ 秦野市建築指導課及び記載事項証明書によると、物件2建物は、確認済証交付年月日：平成8年12月16日、番号：第H08認建秦野001150号で建築確認を受けているが、完了検査はなく、現時点における遵法性は不明である。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個 別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
1	59,100	$\times \frac{96}{100}$	56,700	$\times 131.59$	$\times 0.90$	= 6,720,000

◇ 標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

地価調査 秦野（県）－1

$$\begin{array}{ccccccc} \text{地価調査価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 60,300\text{円/㎡} & \times & \frac{100.0}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{102} & = & 59,100\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正：令和6年7月1日から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：地価調査地は標準画地で補正の必要なし。

◇ 地 域 格 差：地価調査地の所在地域は環境条件等の総合格差で上記のとおり。

◇ 個 別 格 差：行き止まり・間口がやや狭い等で劣り、総合格差で上記のとおり。

◇ 建 付 減 価：建付減価率を10%と判定した。。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
2	150,000	× 125.10	× 0.05	= 940,000

◇ 現価率

- ・ 経過年数28年、経済的残存耐用年数2年、観察減価率20%（保守管理の状態及び中古建物による市場性を含む）
- ・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} : \frac{\text{経済的残存耐用年数2年}}{\text{経過年数28年} + \text{経済的残存耐用年数2年}} \times (1 - 0.2) = 0.05$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	6,720,000	×	0.65 法定地上権	= 4,370,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を65%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価 格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有減 価修正	市場性 修 正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 (円)
1	6,720,000	－ 4,370,000		× 1.0	× 0.7		= 1,650,000
2	940,000	＋ 4,370,000	× 1.0	× 1.0	× 0.7		= 3,720,000
一括価格（合計）							= 5,370,000

- ◇ 占有減価修正：必要なし。
- ◇ 市場性修正：必要なし。
- ◇ 競売市場修正：－30%と判定した。
- ◇ その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 地価調査価格 秦野（県）－1

所 在：秦野市西田原字仲原166番3

価 格：60,300円／㎡

位 置：小田急小田原線「秦野」駅約2.9km

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：257㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：東4.7m市道

用 途 指 定 等：第1種低層住居専用地域（建蔽率50%，容積率100%）

地 域 の 概 要：中規模一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 4, 7 2 2, 7 6 5 円

物件2 2, 0 6 2, 6 7 9 円

第7 附属資料の表示

位置図

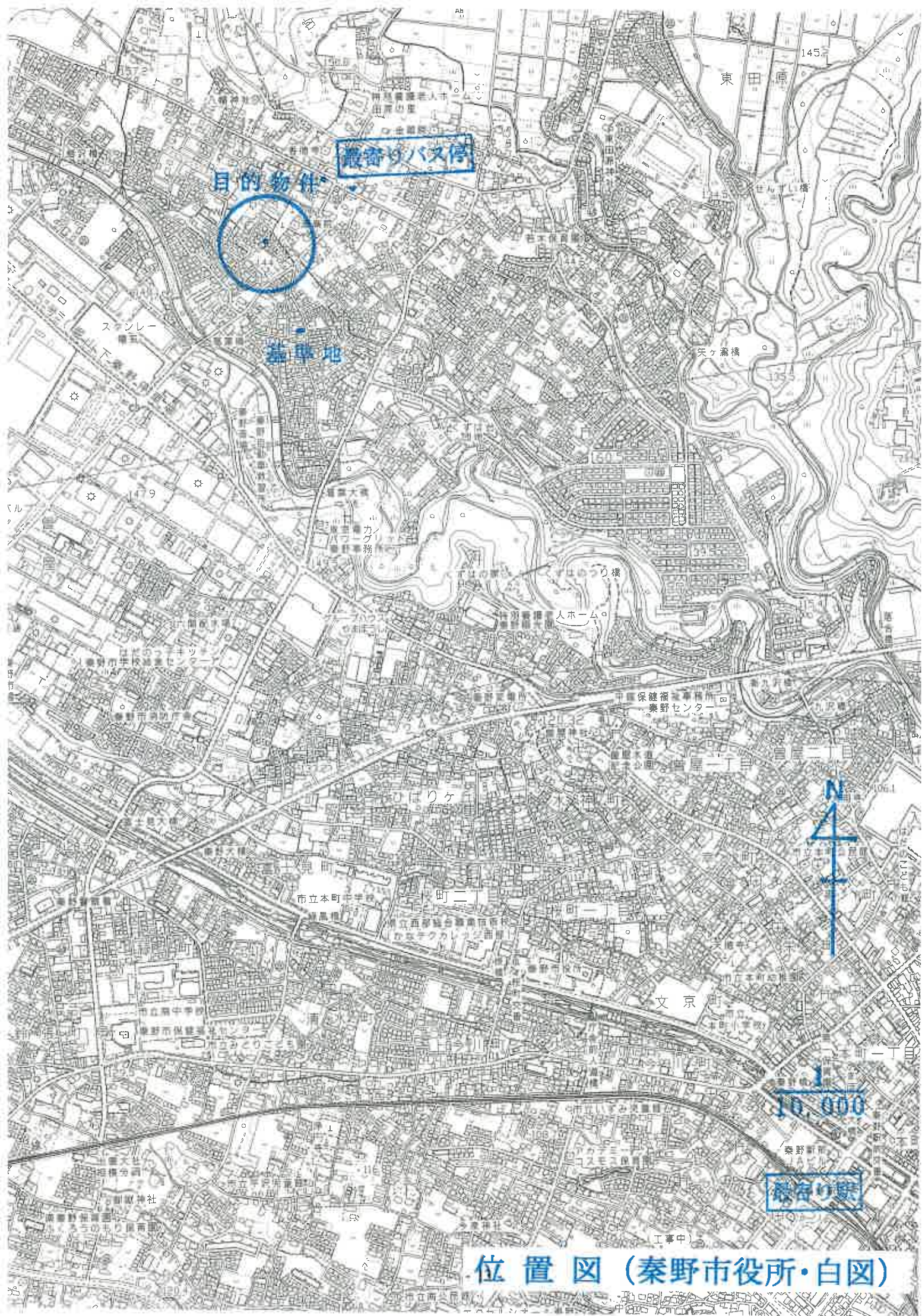
公図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

地積測量図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

建物図面・各階平面図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

間取略図

以上



目的物件

最寄りバス停

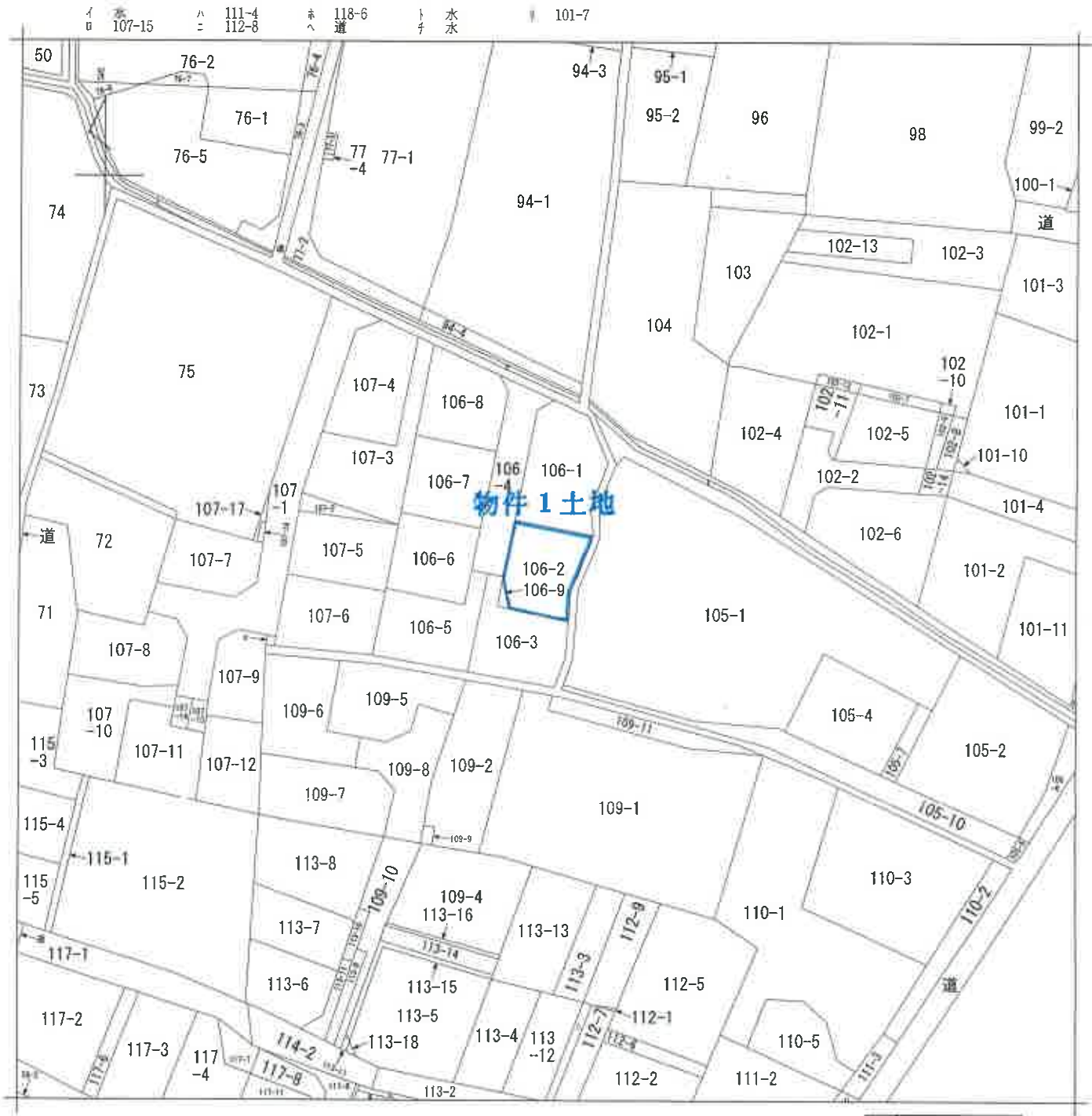
基地

最寄り駅

1
10,000



位置図（秦野市役所・白図）



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
西田原

請 求 部 分	所 在 秦野市西田原字鳥居原				地 番 106番2			
出 力 縮 小 率	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 記 号	分 類	地図に準ずる図面	種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年11月28日

横浜地方方法務局西湘二宮支局

登記官

請求番号：43-1

(1/1)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年11月28日 横浜地方法務局西湘二宮支局

登記証

請求番号：43-2

前 0-2 卷·新同一新

190277

地積測量區

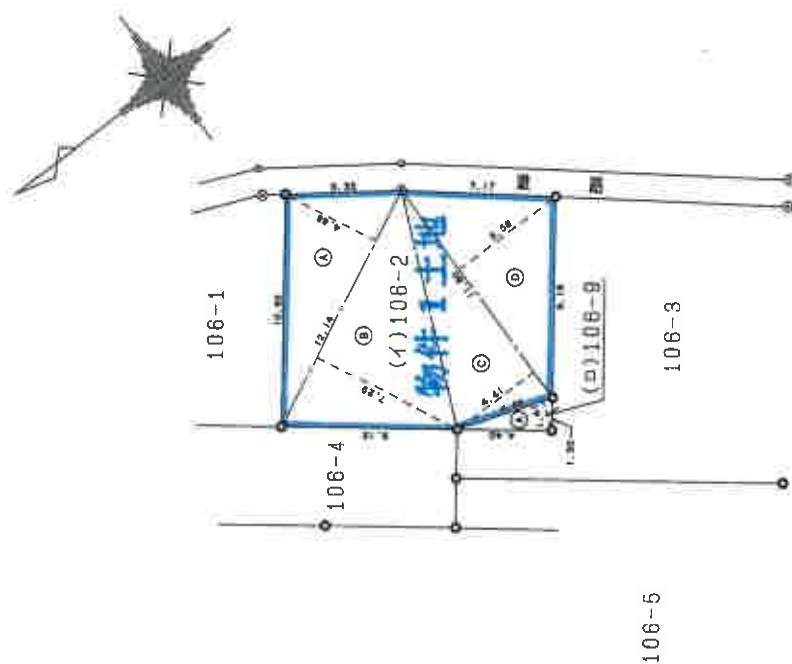
地 番 106-2,-9

土地の所在

三、斜求積表

地番	(イ)	106-2	NO.	庭	辺	高	さ	低	面	積
A					12.14		4.68		56.8152	
B					12.14		7.29		88.5006	
C					11.80		4.41		52.0380	
D					11.80		5.58		65.8440	
								低	面	積
									263.1978	
								面	積	131.59890
								地	積	131.59 ㎡
								坪		39.808

地番	(口)	106-9				
NQ.	店	辺	4.65	高さ	倍	面積
A				1.41		6.5565
				倍		6.5565
				面積		3.27825
				面積		3.27 m
				坪		0.991

[illegible]

(長源納)

作者

平成8年9月13日作製)

人中請

雪尺	1/250
----	-------

平成八年九月廿七日

登記年月日：平成9年4月15日

令和6年11月28日 横浜地方建設局西湘二宮支局

登記官

請求番号：43-3

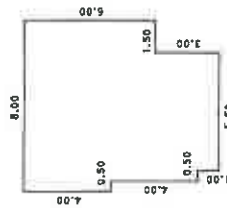
050656

各階平面図

建物図面
各階平面図

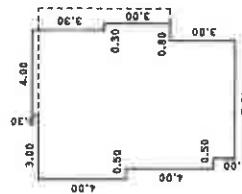
家屋番号
106-2

建物の所在
秦野市西田原字鶴居原106番地2



1 階

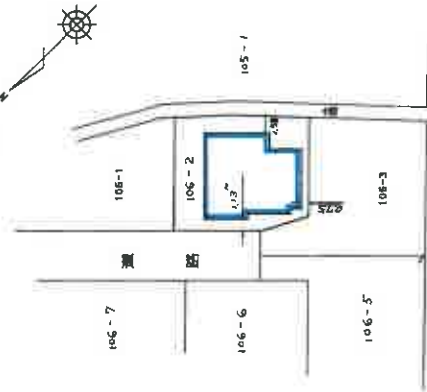
求積表			
0.50 x 4.00 =	2.0000		
0.50 x 8.00 =	4.0000		
5.50 x 9.00 =	49.5000		
1.50 x 6.00 =	9.0000		
合 計	64.5000		
床面積	64.50 m ²		



2 階

求積表			
0.50 x 4.00 =	2.0000		
0.50 x 8.00 =	4.0000		
2.00 x 9.00 =	18.0000		
3.50 x 9.30 =	32.5500		
0.50 x 6.30 =	3.1500		
0.30 x 3.00 =	0.9000		
合 計	60.6000		
床面積	60.60 m ²		

物件2建物



平成九年四月十五日

(日加刷)

縮尺
1/500

申請人

縮尺
1/250

8日作製)

作製者

(日本工務株式会社建築用紙)

(日加刷)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

1階



2階

